

資 料

## イギリス2006年会社法 (7)

イギリス会社法制研究会  
(代表者 川 島 いづみ)

中 村 信 男  
川 島 いづみ  
菊 田 秀 雄

## イギリス2006年会社法（7）

- 第1編 通則（第1条～第6条）、第2編 会社の設立（第7条～第16条）
- 第8編 会社の社員（第112条～第144条）
- 第9編 社員の権利の行使（第145条～第153条）（比較法学41巻2号）
- 第10編 会社の取締役 第1章～第4章（第154条～第226条）（比較法学41巻3号）  
第5章～第9章（第227条～第259条）
- 第12編 会社秘書役（第270条～第280条）（比較法学42巻2号）
- 第11編 社員による代表訴訟（第260条～第269条）
- 第13編 決議および社員総会 第1章・第2章（第281条～第300条）
- 第14編 政治献金等の規制（第362条～第379条）（比較法学42巻3号）
- 第13編 決議および社員総会 第3章～第7章（第301条～361条）  
（比較法学43巻1号）
- 第16編 会計監査（第475条～第539条）（比較法学43巻2号）
- 第15編 計算書類および報告書 第1章～第3章（第380条～第392条）、  
第5章～第10章（第415条～第453条）（以上、本号）

### 第15編 計算書類および報告書 (ACCOUNTS AND REPORTS)

- 第1章 通則 (Introduction)
- 第2章 会計記録 (Accounting Records)
- 第3章 会社の事業年度 (A Company's financial Year)

#### 〔解説〕

2006年会社法第15編の規定は、会社が作成を求められる計算書類 (accounts) および報告書 (reports) の作成・備置等に関する要件を定めるものであり、2008年4月6日以後に開始する事業年度につき、効力を有するものである<sup>(1)</sup>。本稿では、紙幅の関係もあり、第1章から第3章の規定を訳出する。

ところで、第1に、2006年会社法の第15編の規定は、計算書類および報告書

に係る1985年会社法の規定に代替するものであるが、規定の仕方にも変更が加えられている。すなわち、1985年会社法のもとでは大会社に係る規定を設けた上で、その特則として小会社に係る規定を設けるという方法がとられていたが、2006年会社法第15編第1章では、すべての会社には適用されない規定を置く場合に、小会社に関する規定や私会社に係る規定を前置した上で、大会社や公開会社に関する規定を後置するという手法を採用する（第380条～第384条）<sup>(2)</sup>。また、同章では、2006年会社法第15編において用いられる上場会社（quoted company）と非上場会社（unquoted company）の意義についても規定しており（第385条）、会社法における上場会社と非上場会社の規制区分を実現するものの一つとして注目に値する。

第2に、2006年会社法第15編第2章では、すべての会社における会計記録の作成・備置義務の法定（第386条）と違反の場合の罰則（第387条）、当該記録の備置の場所および期間等（第388条・第389条）につき定め、1985年会社法第221条および第222条に代替する<sup>(3)</sup>。その趣旨は、企業がその行う取引を正確に記録し、もって会社の財務状態を適正に表示し、会社法または国際会計基準に従って計算書類が作成されることを確保しようとするものである<sup>(4)</sup>。

第3に、2006年会社法第15編第3章のうち、第390条は、会社の事業年度（financial year）の定義を定めた上で（同条第2項・第3項）、興味深いことに、会計年度の末日を、会計基準日を動かすことなく、前後7日の範囲内で変動させることができる余地を認めている（同条第2項第b号・第3項第b号）。ちなみに、第390条は、1985年会社法第223条に代替する規定である<sup>(5)</sup>。これに続く2006年会社法第391条では、会計基準期間と会計基準日の意義を定める。また、同法第392条は、会計基準日の変更の可能性とそのための手続について定めるとともに、それに伴う会計基準期間の伸縮の手続・範囲等についても規定を置いている（同条第1項～第4項）。ただ、会計基準日がむやみに変更されるのを防止するため、2006年会社法では、前回の会計基準日の変更から5年が経過しない場合の再度の変更を原則として禁止する規律（同条第3

---

(1) Alistair Alock, John Birds and Steve Gale, Alock, Birds and Gale on the Companies Act 2006, 2009, para 19. 1.

(2) DTI, Explanatory Note to the Companies Act 2006, paras. 632-633, 636.

(3) DTI, *ibid.*, para. 639.

(4) DTI, *ibid.*, para. 639.

(5) DTI, *ibid.*, para. 642.

項)を維持している<sup>(6)</sup>。一方、会計基準期間は、18ヶ月を超えてこれを延長することができない(同条第5項)。ちなみに、第391条および第392条は、1985年会社法第224条および第225条に代替するものである<sup>(7)</sup>。

なお、第15編の規定は、第417条(2007年10月1日施行)および第463条(2007年1月20日施行)を除き、2008年4月6日より施行されている<sup>(8)</sup>。

[条 文]

## 第15編 計算書類および報告書 (ACCOUNTS AND REPORTS)

### 第1章 通則 (Introduction)

#### 総則 (General)

#### 第380条 本編の仕組み (Scheme of this Part)

- (1) 計算書類 (accounts) および報告書 (reports) に係る本編の要件は、会社の毎事業年度に関してこれを適用する。
- (2) 一定の事項については、異なった規定が、会社の種類の違いに応じて適用される。
- (3) 本編の目的に関して、主たる区別は次の各号に定めるものとする。
  - (a) 小会社制度 (small companies regime) (第381条参照) に服する会社と当該規制の適用を受けない会社との区別
  - (b) 上場会社 (quoted company) (第385条参照) と非上場会社との区別
- (4) 本編において、規定がすべての種類の会社に適用されるわけではない場合は、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 小会社制度に服する会社に適用する規定は、これをその他の会社に適用する規定の前に置く。
  - (b) 私会社に適用する規定は、これを公開会社に適用する規定の前に置く。
  - (c) 上場会社に適用する規定は、これをその他の会社に適用する規定の前に置く。

#### 小会社制度に服する会社 (Companies subject to the small companies regime)

#### 第381条 小会社制度に服する会社 (Companies subject to the small companies regime)

小会社制度は、ある事業年度に関して会社が次の各号の定めるところに該当するときに、これを当該会社に適用する。

- (a) 当該会社が小会社基準 (第382条および第383条参照) を充足し、かつ、

---

(6) Alistair Alock, John Birds and Steve Gale, *supra* note 1, at para. 19. 29.

(7) DTI, *supra* note 2, at para. 643.

(8) BERR, Companies Act 2006—Table of Commencement Dates.

(b) 当該会社が小会社制度の適用を除外 (第384条参照) されていないこと。

**第382条 小会社：総則 (Companies qualifying as small: general)**

(1) 会社はある事業年度に関して、当該事業年度において小会社要件 (the qualifying conditions) を充足するときは、小会社と認定される。

(2) 会社は、次の各号に定める場合には、翌会計年度に関して小会社と認定される。

(a) 小会社要件がある事業年度および前事業年度において充足される場合

(b) 小会社要件がある事業年度において充足され、かつ、当該会社が前事業年度に関して小会社と認定された場合

(c) 小会社要件が前事業年度において充足され、かつ、当該会社がある事業年度に関して小会社と認定された場合

(3) 会社がある年度において以下に掲げる要件のうち2以上を充たすときは、小会社要件は、当該年度において当該会社がこれを充足する。

1. 売上高 (turnover) が560万ポンドを超えないこと

2. 貸借対照表上の総資産額 (balance sheet total) が280万ポンドを超えないこと

3. 従業員の員数が50人を超えないこと

(4) 会社の事業年度であって現実に1年でない期間については、売上高に係る前項の最高額は、これを比例的に調整しなければならない。

(5) 貸借対照表上の総資産額とは、当該会社の貸借対照表において資産として計上された額の合計を意味する。

(6) 従業員の員数とは、当該会社が当該事業年度において雇用する者であって、次の各号に定めるところに従って決せられるものの平均数を意味する。

(a) 当該事業年度において月毎に、当該会社が当該月に (当該月の全部または一部は問わない。) 雇用契約 (contract of service) に基づき雇用する者の員数を算出し、

(b) 月次の従業員総数 (monthly totals) を加算し、且つ、

(c) 当該事業年度の月数で除する。

(7) 本条は、第383条 (小会社：親会社) に従う。

**第383条 小会社：親会社 (Companies qualifying as small: parent companies)**

(1) 親会社は、当該親会社によって率いられる企業グループ (the group) が小グループと認定されるときに限り、事業年度に関連して小会社と認定される。

(2) 企業グループは、親会社の最初の事業年度に関して、当該事業年度において小企業グループ要件が充足されるときは、小企業グループと認定される。

(3) 企業グループは、次の各号に定める場合には、親会社の翌事業年度に関して小企業グループと認定される。

(a) 小企業グループ要件がある事業年度および前事業年度において充足される場合

(b) 小企業グループ要件がある事業年度において充足され、かつ、当該企業グループが前事業年度に関して小企業グループと認定された場合

(c) 小企業グループ要件が前事業年度において充足され、かつ、当該企業グループ

プがある事業年度に関して小企業グループと認定された場合

(4) 小規模企業グループ要件は、企業グループがある年度において以下に掲げる要件のうち2以上を充たすときは、当該年度において当該企業グループがこれを充足する。

1. 売上高合計 (aggregate turnover) が純額で560万ポンド (または総額で672万ポンド) を超えないこと
2. 貸借対照表上の総資産額合計 (aggregate balance sheet total) が純額で280万ポンド (または総額で336万ポンド) を超えないこと
3. 従業員数の合計が50人を超えないこと

(5) 合計数値 (aggregate figure) は、第382条に従って当該企業グループの各構成会社等につき決せられる該当数値 (relevant figures) を合算してこれを確定する。

(6) 売上高および貸借対照表上の総資産額に係る合計数値に関連して、「純額」とは、次の各号に定めるものに従って、グループ取引 (group transaction) を消去するために行われる一切の相殺 (set-off) その他の調整 (adjustment) を施した後の額を意味し、「総額」とは、当該相殺その他の調整を施さない額を意味する。会社は、純額または総額のいずれに基づいても、関連する要件を充足することができる。

(a) 会社法に基づく計算書類 (Companies Act accounts) の場合は、第404条

(b) 国際会計基準に基づく計算書類 (IAS accounts) の場合は、国際会計基準

(7) 各子企業 (subsidiary undertaking) に係る数値は、次の各号に定める当該事業年度に係る当該子企業の個別計算書類に含まれる数値とする。当該数値を、不相当な費用 (disproportionate expense) または著しい遅延 (undue delay) なしに得ることができないときは、直近の入手可能な数値が用いられるものとする。

(a) 当該子企業の事業年度が親会社の事業年度と一緒に終了するときは、当該事業年度

(b) 当該子企業の事業年度が親会社の事業年度と一緒に終了するものでないときは、親会社の事業年度の末日の直前に終了する当該子企業の事業年度

#### 第384条 小会社制度の適用を受けない会社 (Companies excluded from the small companies regime)

(1) 小会社制度は、その計算書類が関連する事業年度のいずれかの時点において次の各号のいずれかに掲げるものに該当する、または該当した会社にはこれを適用しない。

(a) 公開会社、

(b) (i) 認可保険会社 (authorised insurance company)、銀行、電子マネー発行会社、ISD 投資業者 (ISD investment firm)、UCITS 管理会社 (UCITS management company) である会社、もしくは、(ii) 保険市場活動 (insurance market activity) を行う会社、または、

(c) 小会社制度の適用を受けない企業グループの構成会社

(2) 企業グループは、その構成会社のいずれかが次の各号のいずれかに掲げるものに該当するときは、小会社制度の適用を受けない。

(a) 公開会社、

- (b) 持分が欧州経済領域参加国 (EEA State)<sup>(9)</sup> の規制市場における取引を認められている法人 (会社を除く。)
  - (c) 2000年金融サービス・市場法 (c. 8) の第 4 編に基づき規制事業を行うことの許可を得ている者 (小会社を除く。)
  - (d) 認可保険会社, 銀行, 電子マネー発行会社, ISD 投資業者, UCITS 管理会社である会社, または,
  - (e) 保険市場活動を行う者
- (3) 会社は, その計算書類が関連する事業年度の末日に終了し, または当該事業年度の末日の前に終了する直近の事業年度に関連して, 小会社と認定されるときは, 本条第 2 項の目的に関連して, 小会社となる。

#### 上場会社および非上場会社 (Quoted and unquoted companies)

##### 第385条 上場会社および非上場会社 (Quoted and unquoted companies)

- (1) 本編の目的に関連して, 会社はある会計年度に対する関係で, 当該会社が当該会計年度が確定された際の基準となった会計基準期間 (accounting reference period) の末日の直前に上場会社であるときは, 上場会社となる。
- (2) 「上場会社」(quoted company) とは, その株式 (equity share capital) が次の各号のいずれかに掲げるものに該当する会社を意味する。第(a)号において, 「公認上場株式リスト」とは, 2000年金融サービス・市場法第103条第 1 項に定める意味を有する。
- (a) 2000年金融サービス・市場法第 6 編の規定に従い FSA 公認上場株式リスト (the official list) に登録されている株式,
  - (b) 欧州経済領域参加国において正式に上場されている株式, または,
  - (c) ニューヨーク証券取引所もしくはナスダック (Nasdaq) として知られる市場のいずれかで取引をすることを認められている株式
- (3) 「非上場会社」(unquoted company) とは, 上場会社でない会社を意味する。
- (4) 国務大臣は, 規則 (regulation) によって, 上場会社に適用されると明記されている本編の規定の一部または全部の適用を制限または拡張するために, 本条第 1 項および第 2 項の規定を修正または他の規定に代えることができる。
- (5) 本条に基づき, 前項に掲げる本編の規定のいずれかの適用を拡張する規則は, 採択決議手続<sup>(10)</sup> に服する。

- 
- (9) EEA (European Economic Area) とは, 欧州自由貿易連合 (EFTA) 加盟国が欧州連合 (EU) に加盟することなく EU 市場に参加できるようにするため, 1994年 1 月 1 日に EFTA と EU 間の協定に基づき設けられた枠組みであり, 現在, スイスを除く EFTA 加盟国 (アイスランド, リヒテンシュタイン, ノルウェー) が EU 加盟27カ国とともに, EEA に参加している。
- (10) 採択決議手続 (affirmative resolution procedure) とは, 2006年法令改正法 (the Legislative and Regulatory Reform Act 2006 (c. 51) に定められた,

- (6) その他の本条に基づく規則は、不採択決議手続<sup>(11)</sup>に服する。

## 第2章 会計記録 (Accounting Records)

### 第386条 会計記録の備置義務 (Duty to keep accounting records)

- (1) すべての会社は、適正な会計記録 (adequate accounting records) を備え置かなければならない。
- (2) 適正な会計記録とは、次の各号に定める要件を充たす記録を意味する。
- (a) 当該会社の取引 (transaction) を表示し、且つ、説明するものであること、
  - (b) 何時でも、当該会社のその時点における財務状態 (financial position) を、相当の正確性をもって開示するものであること、および、
  - (c) 取締役 (the directors)<sup>(12)</sup>において、作成することを義務づけられている一切の計算書類が、本法の要件 (および、該当するときは、IAS Regulation 第4条の要件) を遵守することを確保することを可能ならしめるものであること。
- (3) 会計記録は、特に、次の各号に定める事項を含まなければならない。

---

政省令の制定手続の一つであり、同法17条に規定されている。それによれば、当該手続が適用される場合、大臣 (Minister of the Crown) は、政省令案の提出から40日が経過した後に貴族院および下院の双方の決議により当該省令案が承認された場合に限り、当該案に従って政省令を制定することができることとされている (同法第17条第2項)。しかし、提案された政省令案につき報告を行うべき貴族院または下院のいずれかの委員会が政省令案の提出後30日経過後にして40日の期間経過前であれば、大臣が政省令案に従って政省令を制定しない旨を勧告することができ (同条第3項・第4項)、その場合は、勧告を行った院が当該勧告を拒絶しない限り、大臣は政省令案に従って政省令を制定することができない (同条第5項)。

- (11) 不採択決議手続については、イギリス会社法制研究会「イギリス2006年会社法 (1)」比較法学41巻2号381頁 (注30) (2008年) 参照。
- (12) イギリス法上、取締役の職務・権限は、取締役の全体 (the directors) に対して付与されるものであるが、取締役の全員は会社のために一体として行為しなければならないとされているので、取締役が複数ある場合、この職務・権限は原則として適法に構成された取締役会の会議を通じて行使すべきものとされている。酒巻俊雄「英連邦諸国の会社法 (18)」国際商事法務6巻5号227頁～228頁 (1978年)。そのため、会社法で the directors と表記される場合は、取締役会を意味することになるが、その一方で、私会社では取締役の法定員数が1人以上とされているため (2006年会社法第154条第1項)、取締役が1人しかいない私会社では当該単独取締役による権限行使の形をとることになる。本稿において、the directors を「取締役」と訳出したのは、そうした事情を踏まえたものである。

- (a) 当該会社が受領する金銭および当該会社が支払う金銭の毎日の記録 (entries from day to day), および, 当該金銭の受領および支払が行なわれることになる事由, ならびに,
  - (b) 当該会社の資産および負債に係る記録
- (4) 当該会社の事業が, 商品の売買を含むものであるときは, 会計記録は, 次の各号に定める説明を含まなければならない。
- (a) 当該会社が当該会社の毎会計年度の終わりに保有する在庫 (stock) に係る説明,
  - (b) 第 (a) 号に定める在庫に係る説明が行われた, または行われることになる理由である棚卸 (stocktaking) に係るすべての説明
  - (c) 通常の小売取引 (ordinary retail trade) によって売却された商品を除き, すべての売買商品に関して, 当該商品ならびに買主および売主を, そのすべてを特定できるほどの詳細さをもって表示する説明
- (5) 前 4 項の要件が適用されない子企業を有する親会社は, 当該親会社の取締役 (the directors) において, 本編に基づき作成することを義務づけられている計算書類が, 本法の要件 (および, 該当するときは, IAS Regulation 第 4 条の要件) を遵守することを確保することを可能ならしめる会計記録を, 当該子企業が備え置くよう確保するための合理的な措置を講じなければならない。

#### 第387条 会計記録の備置義務：罰則 (Duty to keep accounting records: offence)

- (1) 会社が第386条 (会計記録の備置義務) のいずれかの規定を遵守しないときは, 当該会社の任務懈怠のある一切の役員が有罪となる。
- (2) 前項の犯罪で告発された者が, 当該者が誠実に行動したこと, および, 当該会社の業務が遂行されていた状況においては第386条の違反がやむを得ない (excusable) ものであったことを証明することは, 抗弁となる。
- (3) 本条に基づき有罪とされる者は, 次の各号に定める刑に処せられる。
  - (a) 陪審による有罪判決の場合は, 2 年を超えない禁錮もしくは罰金 (またはその併科)
  - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は, 次に掲げる刑
    - (i) イングランドおよびウェールズにおいては, 12ヶ月を超えない禁錮 (imprisonment) もしくは法定最高限度額を超えない罰金 (またはその併科)
    - (ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては, 6ヶ月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金 (またはその併科)

#### 第388条 会計記録の備置の場所および期間 (Where and for how long records to be kept)

- (1) 会社の会計記録は, 次の各号に定めるところによる。
  - (a) 会社の会計記録は, 当該会社の登記営業所または, 取締役 (the directors) が適当と思量する場所にこれを備え置かなければならない。
  - (b) 会社の会計記録はこれをいつでも当該会社の役員の閲覧に供しなければならない。

(2) 会計記録が連合王国外の場所に備え置かれているときは、当該会計記録において扱われる業務に関する計算書類および報告 (returns) は、これを連合王国内の場所に送付し、当該場所に備え置かなければならず、またこれをいつでも当該会社の役員の間覧に供しなければならない。

(3) 連合王国に送付されるべき計算書類および報告は、次の各号に定めるものでなければならない。

(a) 相当の正確性をもって、問題となる事業の財務状態を6ヶ月以下の間隔で開示するものであること、および、

(b) 取締役において、本編に基づき作成することを義務づけられている計算書類が、本法の要件（および、該当するときは、IAS Regulation 第4条の要件）を遵守することを確保することを可能ならしめるものであること。

(4) 会社が第386条によって備え置くことを要する会計記録は、当該会社が次の各号に定める期間これを保存しなければならない。

(a) 私会社の場合は、当該会計記録の作成日から3年間、

(b) 公開会社の場合は、当該会計記録の作成日から6年間

(5) 第4項は、1986年支払不能法 (c. 45) 第411条（会社の支払不能に係る規則）または1989年支払不能（北アイルランド）令 (S. I. 1989/2405 (N. I. 19)) 第359条に基づいて制定される規則に含まれる一切の規定に服する。

#### 第389条 会計記録の備置の場所および期間：罰則 (Where and for how long records to be kept: offences)

(1) 会社が第388条（会計記録の備置に係る要件）第1項ないし第3項のいずれかの規定に違反するときは、当該会社の任務懈怠のある一切の役員が有罪となる。

(2) 前項の犯罪で告発された者が、当該者が誠実に行動したこと、および、当該会社の業務が遂行されていた状況においては第386条の違反がやむを得ない (excusable) ものであったことを証明することは、抗弁となる。

(3) 会社の役員は、次の各号のいずれかに該当するときは、有罪となる。

(a) 当該役員が、当該会社における第388条第4項（記録の保存期間）の遵守を確保するためのすべての合理的な措置を講じないとき、または、

(b) 当該役員が、前号に掲げる規定の当該会社の懈怠を意図的に招来するとき

(4) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決の場合は、2年を超えない禁錮もしくは罰金（またはその併科）

(b) 陪審によらない有罪判決の場合は、次に掲げる刑

(i) イングランドおよびウェールズにおいては、12ヶ月を超えない禁錮 (imprisonment) もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

(ii) スコットランドまたは北アイルランドにおいては、6ヶ月を超えない禁錮もしくは法定最高限度額を超えない罰金（またはその併科）

### 第3章 会社の事業年度 (A Company's financial Year)

#### 第390条 会社の事業年度 (A Company's financial Year)

- (1) 会社の事業年度は、次項以下に定めるところに従いこれを決する。
- (2) 会社の最初の事業年度は、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 会社の事業年度は、当該会社の最初の会計基準期間 (accounting reference period) の初日をもって始まり、且つ、
  - (b) 会社の事業年度は、当該会社の最初の会計基準期間の末日、または、当該会計基準期間の末日の前後7日以内で取締役 (the directors) が決定することができるその他の日をもって終了する。
- (3) 最初の事業年度以後の事業年度は、次の各号に定めるところによる。
  - (a) 当該事業年度は、当該会社の前事業年度の末日の翌日をもって始まり、且つ、
  - (b) 当該事業年度は、当該会社の次の会計基準期間の末日、または、当該会計基準期間の末日の前後7日以内で取締役 (the directors) が決定することができるその他の日をもって終了する。
- (4) 会社でない企業に対する関係で、本法において企業の事業年度とは、当該企業の損益計算書を (当該企業の定款または当該企業の設立準拠法によって) 作成することを要するとされる期間をいい、当該期間が1年であると否とを問わない。
- (5) 親会社の取締役 (the directors) は、別段の取扱いをする相当の理由があると考える場合を除き、当該親会社の各子企業の事業年度が親会社自体の事業年度と一致することとなるよう確保しなければならない。

#### 第391条 会計基準期間および会計基準日 (Accounting reference period and accounting reference date)

- (1) 会社の会計基準期間は、毎暦年における当該会社の会計基準日に従ってこれを決する。
- (2) 連合王国内で1996年4月1日以前に設立された会社の会計基準日は、次の各号のいずれかに定める日とする。
  - (a) 1985年会社法 (c.6) 第224条第2項 (会社設立後9ヶ月以内に行われる会計基準日特定の通知) に従い登記官に対する通知をもって特定された日、または、
  - (b) 前号の通知を欠くときは、次に掲げる日
    - (i) 1990年4月1日以前に設立された会社の場合は、3月31日
    - (ii) 1990年4月1日またはその日以後に設立された会社の場合は、当該会社の創立の日 (anniversary of incorporation) が属する月の最終日
- (3) 北アイルランドで1997年8月22日以前に設立された会社の会計基準日は、次の各号のいずれかに定める日とする。
  - (a) 1986年会社 (北アイルランド) 令 (S.I. 1986/1032 ((N.I.6) 第232条第2項 (会社設立後9ヶ月以内に行われる会計基準日特定の通知) に従い登記官に対する通知をもって特定された日、または、

- (b) 前号の通知を欠くときは、次に掲げる日
  - (i) 1990年会社（北アイルランド）令（S. I. 1990/593(N. I. 5)）第 5 条の施行前に設立された会社の場合は、3 月31日
  - (ii) 同条の施行後に設立された会社の場合は、当該会社の創立の日が属する月の最終日
- (4) 次の各号のいずれかに定める時期に設立された会社の会計基準日は、これを当該会社の創立の日が属する月の最終日とする。
  - (a) 連合王国においては1996年 4 月 1 日またはそれ以後の日から本法の施行の前まで
  - (b) 北アイルランドにおいては1997年 8 月22日またはそれ以後の日から本法の施行の前まで、または、
  - (c) 本法の施行後
- (5) 会社の最初の会計基準期間は、当該会社の設立をもって開始し当該会社の会計基準日をもって終了する、6ヶ月を超える期間であって、18ヶ月を超えないものである。
- (6) 会社の最初の会計基準期間以後の会計基準期間は、前会計基準期間の末日の翌日に始まり、会計基準日をもって終了する、12ヶ月の連続した期間である。
- (7) 本条は、第392条（会計基準日の変更）の規定に従って効力を有する。

#### 第392条 会計基準日の変更（Alteration of accounting reference date）

- (1) 会社は、登記官に対する通知をもって、次の各号に掲げる期間に関連して効力を有する新しい会計基準日を定めることができる。会社の「前会計基準期間（previous accounting reference period）」とは、当該会社の現在の会計基準期間の直前の会計基準期間を意味する。
  - (a) 当該会社の現在の会計基準期間およびこれに続く会計基準期間、または、
  - (b) 当該会社の前会計基準期間およびこれに続く会計基準期間
- (2) 前項の通知は、現在の会計基準期間または前会計基準期間が、次の各号のいずれかに定めるところに該当するものであるかを示さなければならない。
  - (a) 当該期間が、新しい会計基準日が当該期間の初日の後に到来するまたは到来した最初の時点において終了することとなるよう、短縮されることになるのかどうか、または、
  - (b) 当該期間が、新しい会計基準日が当該期間の初日の後に2度目に到来するまたは到来した時点において終了することとなるよう、延長されることになるのかどうか。
- (3) 会社の現在の会計基準期間または前会計基準期間を延長する通知は、本条に基づいて延長された当該会社の以前の会計基準期間の末日の後5年以内に行われるときは、効力を有しない。本項前段は、次の各号に定めるものにはこれを適用しない。
  - (a) 新しい会計基準日が、他の欧州経済領域企業（EEA undertaking）の会計基準日と一致するとき、または、当該欧州経済領域企業が会社でない場合は当該企業の事業年度の最終日と一致するときに、当該他の欧州経済領域企業の子企業ま

たは親企業である会社が行う通知,

(b) 会社が1986年支払不能法第2編または1986年支払不能(北アイルランド)令第3編に基づく管理(administration)にある場合, または,

(c) 国務大臣が, 本項前段が適用されない旨の命令を行う場合。国務大臣は, すてに行われた通知または行われる可能性のある通知に関して, この命令を行うことができる。

(4) 本条に基づく通知は, 前会計基準期間によって決せられる事業年度に係る計算書類および報告書の提出期限がすでに到来しているときには, これを当該前事業年度に適用しない。

(5) 会計基準期間は, 18ヶ月を超えてこれを延長することができない。本条に基づく通知は, 現在の会計基準期間または前会計基準期間が当該通知に従って延長されると, 18ヶ月を超えることになるときは, 効力を有しない。本項は, 会社が1986年支払不能法第2編または1986年支払不能(北アイルランド)令第3編に基づく管理(administration)にある場合には, これを適用しない。

(6) 本条において, 「欧州経済領域企業」とは, 連合王国の一部または他のいずれかの欧州経済領域参加国の法に基づいて設立される企業を意味する。

[中村信男]

## 第5章 取締役報告書 (Directors' Report)

### [解説]

第415条ないし第419条は, 取締役報告書の作成, 内容, 承認および署名に関する規定である。これらの条項により, 1985年会社法第234条, 第234ZZA条, 第234ZZB条, 第234ZA条, 第234A条, 第264条第4項第(a)号および第246A条第2A項, ならびに, 第246条第8項は, 廃止された。また, 従来1985年会社法第7附則に定められていた規定に代えて, 第416条第4項は, 取締役報告書に記載すべきその他の事項に関する規則の制定権限を国務大臣に与えており, この規則は第473条に基づく議会の手続に付される<sup>(13)</sup>。

第415条は, 取締役報告書とグループ取締役報告書の作成義務を定める規定であり, 第416条は, 取締役報告書の一般的な記載事項についての規定である。

(13) DTI, *supra* note 2, at p. 106. 取締役報告書に関する規則として, The Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008 (SI 2008/410), The Small Companies and Groups (Accounts and Directors' Report) Regulations 2008 (SI 2008/409) 等が制定されている。

第417条は、取締役報告書の記載事項のうち、事業報告 (business review) に関する規定であり、小会社の基準を満たす会社を除いて、事業の概観を記載しなければならない旨とその内容が定められている。これは、EU の会計現代化指令 (the EU Accounts Modernisation Directive)<sup>(14)</sup> に対応するため、the Companies Act 1985 (Operating and Financial Review and Directors' Report etc) Regulations 2005<sup>(15)</sup> が、1985年会社法の内容をすでに改正していたものである。第418条は、取締役報告書の記載事項のうち、会計監査役に対する情報開示に関する事項について定める規定である。なお、第418条に定める事項の開示については、1985年会社法では、第249C 条に慈善団体 (charitable companies) に関する特別の免除規定が設けられていたが、2006年会社法は、これを廃止している<sup>(16)</sup>。最後に、第419条は、取締役報告書の承認手続と取締役報告書の署名について定めている。なお、第992条には、規制市場で株式が取引される会社の取締役報告書について、追加的な開示事項が定められており、より詳細な情報を盛り込むことが求められている。

第417条は2007年10月1日以降に開始する事業年度について、本章のその他の規定は2008年4月6日以降に開始する事業年度について、それぞれ適用されている。

〔条 文〕

**第415条 取締役報告書の作成義務 (Duty to prepare directors' report)**

- (1) 会社の取締役は、当該会社の事業年度ごとに、取締役報告書を作成しなければならない。
- (2) 取締役報告書は、次の各号に掲げる事項を満たす事業年度については、連結の対象となる企業 (undertakings) に関する連結取締役報告書 (グループ取締役報告書) としなければならない。
- (a) 当該会社が親会社であること、かつ
- (b) 当該会社の取締役がグループ計算書類を作成すること
- (3) グループ取締役報告書は、適切な場合には、連結の対象となる企業にとって、全体として重要な事項を強調して、作成することができる。
- (4) 取締役報告書の作成要件の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が、有罪となる。

(14) Directive 2003/51/EC of the European Parliament and Council.

(15) SI 2005/1011.

(16) M. Lewis ed., Companies Act 2006: A Guide of the New Law (2007), at p. 110.

- (a) 当該事業年度に関する計算書類および取締役報告書の提出期間の満了直前に、当該会社の取締役であった者、かつ
  - (b) 当該要件の遵守を確保するために必要なすべての合理的な手続をとることを怠った者
- (5) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に定める刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
  - (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

#### 第416条 取締役報告書の内容：総則 (Content of directors' report: general)

- (1) 1事業年度に関する取締役報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (a) 当該事業年度において、当該会社の取締役であった者の氏名
  - (b) 当該事業年度における当該会社の主な活動
- (2) グループ取締役報告書については、第1項第(b)号は、「当該会社」を連結に含まれる企業と読み替えて適用する。
- (3) 小会社の基準を満たす会社を除いて、取締役報告書には、配当の方法で支払われるよう取締役が勧告した額を記載しなければならない。
- (4) 国務大臣は、取締役報告書に記載すべきその他の事項に関する規則を制定することができる。

国務大臣の規則制定権限を制約することなく、この規則は1985年会社法第7附則によって既に定められた規則と同様の規則とすることができる<sup>(17)</sup>。

#### 第417条 取締役報告書の内容：事業報告 (business review)

- (1) 小会社の基準を満たす会社を除いて、取締役報告書には、事業報告を記載しなければならない。
- (2) 事業報告の目的は、取締役が第172条に定める義務（会社の成功を促進する義務）を如何に果たしたかについて、会社の構成員に情報を開示し、構成員の評価を助けることである。
- (3) 事業報告には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。
- (a) 会社の事業に関する公正な分析 (a fair review)
  - (b) 会社が直面する主な危険および不確実性に関する事項
- (4) 要求される事業報告は、事業の規模と複雑さに応じて、次の各号に掲げる項目に関するバランスのとれた総括的な分析でなければならない。
- (a) 当該事業年度を通じた当該会社の事業の発展と成果（パフォーマンス）

---

(17) 1985年会社法第7附則と現行規則との主要な相違としては、①開示対象となる政治献金の額が200ポンド以上から、2000ポンド以上に引き上げられたこと、②開示対象となる政治献金に無所属の選挙候補者に対するものも加えられたこと、③開示対象となる慈善の寄付が200ポンド以上から2000ポンド以上に引き上げられたことが挙げられる。B. Hannigan & D. Prentice, *The Companies Act 2006—A Commentary*, 2nd ed. (2009), at p. 117.

- (b) 当該事業年度の末日における当該会社の事業の状況
- (5) 上場会社の場合には、事業報告は、当該会社の事業の発展、成果および状況を理解するために必要な限りで、次の各号に定める項目を含まなければならない。
  - (a) 当該会社の事業の将来的な発展、成果および状況に影響すると思われる主な潮流および要因
  - (b) 次の事項に関する会社の方針および当該方針の効果に関する情報を含めて、次の事項に関する情報
    - (i) 環境に関する事項（環境に対する会社事業の影響を含む）
    - (ii) 会社の従業員、および
    - (iii) 社会および地域社会に関する事項
  - (c) 第11項に該当する場合を除いて、会社の事業にとって必須の契約またはその他の取り決めを結んだ相手方に関する情報<sup>(18)</sup>事業報告に、第(b)号の(i)ないし(iii)および第(c)号に定める情報のいずれかが含まれないときは、含まれない情報の種類を記載しなければならない。
- (6) 事業報告は、当該会社の事業の発展、成果および状況を理解するために必要な限りで、次の各号に定める項目を含まなければならない。
  - (a) 財務上の主要なパフォーマンス指標を用いた分析
  - (b) 適切な場合には、環境および従業員に関する情報を含む、他の主要なパフォーマンス指標を用いた分析主要なパフォーマンス指標とは、会社の事業の発展、成果および状況を効果的に測定するファクターを意味する。
- (7) 事業年度について中会社とされる場合（第465条ないし第467条参照）には、当該事業年度の取締役報告書は、非財務情報に関する限りで、第6項の要件を遵守して作成することを要しない。
- (8) 事業報告は、適切な場合には、会社の年次計算書類に含まれる金額への言及および追加的説明を含まなければならない。
- (9) グループ取締役報告書に関しては、本条は、会社を、連結に含まれる企業と読み替えて適用される。
- (10) 本条は、当該情報開示が、取締役の判断によれば、会社の利益を著しく侵害するものであるときには、差し迫った展開または交渉過程にある事項の開示を要求するものではない。
- (11) 第5項第(c)号は、当該情報開示が、取締役の判断によれば、当該者を著しく侵害し、公益に反するものであるときには、その者に関する情報の開示を要求するものではない。

---

(18) 第417条第5項第(c)号は、議会における法案審議の最終段階で議論の末に追加されたものである。特に、会社の海外供給者との契約関係から生ずる倫理的問題が強調されることを意図しているとされる。Hannigan & Prentice, *ibid.*, at p. 117.

**第418条 取締役報告書の内容：会計監査役に対する情報開示に関する事項 (Content of directors' report : statement as to disclosure to auditors)**

- (1) 本条は、次の各号に定める要件を満たす会社には、適用されない。
- (a) 当該事業年度における計算書類の監査に関して、第16編の要件を免除されること
- (b) 取締役が前号の免除を利用すること
- (2) 取締役報告書は、当該報告書が承認された時点において取締役である者の各々について、次の各号に定める趣旨の記載を含まなければならない。
- (a) 当該取締役が認識する限りにおいて、会社の会計監査役が知らない関連監査情報は存在しないこと、および
- (b) 関連監査情報を認識し、その情報を会社の会計監査役が知ることを確保するために、取締役として採るべき総ての手段をとったこと
- (3) 関連監査情報とは、会社の会計監査役が会計監査役報告書を作成するために必要とする情報を意味する。
- (4) 取締役は、次の各号に掲げる場合には、第2項第(b)号に定める趣旨において、取締役として採るべき総ての手段をとったものとみなされる。
- (a) 取締役が、そのために、他の取締役および会社の会計監査役について、会社の取締役としての注意義務 (exercise reasonable care, skill and diligence) をを尽くしたと認められる調査を行った場合、および
- (b) 取締役が、そのために、会社の取締役としての注意義務を尽くしたと認められるその他の手段をとった場合
- (5) 本条の要求する記載を含む取締役報告書が承認されたが、その記載が不実である場合には、次の各号に該当する各取締役は、有罪となる。
- (a) 当該記述が不実であることについて、悪意または重過失であって、かつ、
- (b) 当該取締役報告書が承認されることを阻止するために、合理的な手段をとることを怠った取締役
- (6) 第5項に定める罪により有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。
- (a) 陪審員による有罪判決の場合は、2年を超えない禁錮または罰金
- (b) 陪審員によらない有罪判決の場合は、次に掲げる刑
- (i) イングランドおよびウェールズにおいては、12月を超えない禁錮、もしくは、法定最高限度額を超えない罰金、またはこれらの併科
- (ii) スコットランドおよび北アイルランドにおいては、6月を超えない懲役、もしくは、法定最高限度額を超えない罰金、またはこれらの併科

**第419条 取締役報告書の承認および署名 (Approval and signing of directors' report)**

- (1) 取締役報告書は、取締役会において承認され、会社の取締役または秘書役によって、取締役会を代表して署名されなければならない。
- (2) 取締役報告書が小会社の基準で作成されたときは、その旨を、署名の上の目立つ箇所に記載しなければならない。

(3) 本法の要件を遵守していない取締役報告書が承認されたときは、次の各号の要件を満たす各取締役は、有罪となる。

(a) 本法の要件を遵守していないことにつき悪意または重過失 (reck less) であって、かつ

(b) その要件の遵守を確保するため、または、当該報告書が承認されるのを阻止するために合理的な手続をとることを怠った取締役

(4) 本条に基づき有罪となる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審員によらない有罪判決の場合は、罰金

(b) 陪審員による有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

[川島いづみ]

## 第 6 章 上場会社(quoted company)：取締役報酬報告書 (directors' remuneration report)

### [解 説]

本章は、1985年会社法234B条および234C条を置き換えるものである。取締役報酬報告書制度は、2002年取締役報酬報告書規則<sup>(19)</sup>によって、1985年会社法に導入された制度であり、上場会社における取締役報酬の具体的内容およびその決定の在り方について詳細な開示を義務付けるものである。具体的にはまず、上場会社の年次報告サイクルの一環として、取締役報酬に関する報告書の公表し、個別取締役の報酬パッケージの詳細、会社の報酬方針 (remuneration policy) および報酬決定にかかる取締役会および報酬委員会の役割について開示することを義務付けている。

取締役の報酬規制に関して、2006年会社法においては、条文番号が整理されたのみで、実質的な内容の変更はほとんど見られない<sup>(20)</sup>。これは、2002年取

(19) The Directors' Remuneration Report Regulations 2002 (SI2002/1986). 本規則の内容については、大久保拓也「イギリスの上場会社における取締役の報酬に対する新たな規制」法政論叢39巻2号1-13頁(2003年)、伊藤靖史「取締役・執行役の報酬に関する規制のあり方について—経営者の監督・インセンティブ付与手段という観点からの問題点—」同法55巻1号19-31頁(2003年)参照。

(20) 1985年会社法319条で定められていた取締役の法定任用契約期間が5年間で2年間に短縮されている(2006年会社法188条)。DTI, supra note 2, para. 401. これは旧DTI(現BIS)による諮問文書(DTI, Consultative Document, „Rewards for Failure” Directors' Remuneration-Contracts, Performance and Severance, Jun. 2003 (URN03/625))の提言に沿った方向での改正であ

締役報酬報告書規則による取締役報酬規制改革が所期の目的を十分に達成しているとの評価から<sup>(21)</sup>, 規制の大幅な変更や新たな法規制の導入は不要であると判断されたためである<sup>(22)</sup>。

取締役報酬報告書の記載事項に関しては、第421条第2項により、1985年会社法第7A 附則を基に新たに詳細な規則が定められている<sup>(23)</sup>。

本章の規定は2008年4月6日より施行されている。

[条 文]

**第420条 取締役報酬報告書の作成義務** (Duty to prepare directors' remuneration report)

(1) 上場会社の取締役は、当該会社の事業年度ごとに、取締役報酬報告書を作成しなければならない。

(2) 取締役報酬報告書の作成要件の遵守を怠るときは、次の各号に掲げる者が、有罪となる。

(a) 当該会計年度における決算書および報告書の提出期間の満了直前に、当該会社の取締役であった者、かつ、

(b) 当該要件の遵守を確保するために必要なすべての合理的な手続をとることを怠った者

(3) 本条に基づいて有罪となる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

(a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、罰金

(b) 陪審によらない有罪判決 (summary conviction) の場合は、法定最高額を超えない罰金

**第421条 取締役報酬報告書の内容** (Contents of directors' remuneration report)

(1) 国務大臣 (The Secretary of State) は、次の各号に掲げる事項につき、規則を制定することができる。

(a) 取締役報酬報告書に記載すべき情報、

---

るが、やはり会社・取締役間で長期間の任用契約を許容することは、株主が当該取締役を解任するに際して障害となることが懸念されたためであろう。大久保拓也「イギリス法における取締役の報酬規制—イギリス通商産業省の諮問文書『失敗に対する報酬』の検討—」比較法制研究26号93-113頁 (2003) 参照。

(21) Deloitte, Report on the Impact of the Directors, Remuneration Report Regulations 2002, A report for the Department of Trade and Industry November 2004, pp. 4-6.

(22) Hewitt, Directors' Pay Rules Work, So No Need for Legislation, Comp. Law. 2005, 26 (5), p. 146.

(23) Sch. 8 to the Large and Medium-sized Companies and Groups (Accounts and Reports) Regulations 2008 (SI2008/410).

- (b) 当該報告書における情報の記載方法、および
- (c) 当該報告書のうちの監査対象部分
- (2) 国務大臣の規則制定権限を制約することなく、本章の施行前において、規則をもって、1985年会社法第7A 附則と同様の規定を設けることができる。
- (3) 次の各号に掲げる者は、本条に基づく規則に照らし必要とされる、自己に関する事項につき会社に通知する義務を負う。

- (a) 会社の取締役、および
- (b) 過去5年間において当該会社の取締役であった者
- (4) 本条第3項に違反する者は、有罪となり、陪審によらない有罪判決(summary conviction)に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

**第422条 取締役報酬報告書の承認および署名 (Approval and signing of directors' remuneration report)**

(1) 取締役報酬報告書は、取締役会において承認を受け、取締役会を代表して会社の取締役または会社秘書役(the secretary of the company)によって、署名されなければならない。

(2) 本法の要件を遵守していない取締役報酬報告書が承認された場合、次の各号の要件を満たす各取締役は、有罪となる。

- (a) 本法の要件を満たさないことにつき悪意または重過失であって (recklessly), かつ
- (b) その要件の遵守を確保するため、または当該報告書が承認されるのを阻止するために合理的な手続をとることを怠った取締役

(3) 本条に基づき有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。

- (a) 陪審による有罪判決(conviction on indictment)の場合は、罰金
- (b) 陪審によらない有罪判決(summary conviction)の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

[菊田秀雄]

## 第7章 計算書類および報告書の公開 (PUBLICATION OF ACCOUNTS AND REPORTS)

### [解説]

第15編第7章は、すべての会社を対象として、その計算書類および報告書の公開の方法等につき定めており、第423条ないし第436条の14カ条から成る。このうち、第423条は、1985年会社法238条に代替するものであり<sup>(24)</sup>、すべての会社を対象として、毎事業年度ごとに所定の者に対し年次計算書類および報告

(24) DTI, *supra* note 2, at para. 673.

書の送付義務を規定する（同条第1項）一方、会社において現住所を把握していない者については送付義務を免除し、これに関連して「現住所」を定義する（同条第2項・第3項）。その他、株式資本を有しない会社の特例（同条第4項）その他関連する取扱いが規定されている（同条第5項・第6項）。第424条は、計算書類および報告書の提出期限を定めるが、私会社と公開会社とで扱いを異にしている。第425条は、第423条・第424条違反の場合の罰則につき定めるが、1985年会社法第238条5項に定めるところを変更するものではない<sup>(25)</sup>。

第426条ないし第429条は、1985年法第251条をリステートするものであり、すべての会社が、計算書類および報告書の全文に代えて計算書類等の要旨（summary financial statement）を提供することを選択しうることや、計算書類等の要旨の様式および内容につき定める。ちなみに、第426条は、2006年会社法第146条に基づき情報収集権を有する者に対しても計算書類等の要旨の提供を行える旨を新たに規定している<sup>(26)</sup>。

第430条は、上場会社（quoted company）が年次計算書類および報告書の全文をウェブサイトにおいて公開することを求める新たな要件を定める<sup>(27)</sup>とともに、公開の期限、公開用のウェブサイトの要件、ウェブサイト上に公開される情報の無条件かつ無償での入手可能性などにつき定める。

第431条および第432条は、社員および社債権者の計算書類および報告書の謄本請求権を規定するが、1985年会社法第239条を踏襲するものである<sup>(28)</sup>。また、本法第433条は、1985年会社法第7編に散在していた、公開される計算書類等における署名に係る関連規定を集約したものであり、第434条および第435条は、法定計算書類および任意公開計算書類の公開に係る1985年会社法第240条を踏襲する規定である<sup>(29)</sup>。

なお、本章の規定は、2008年4月6日から施行されている<sup>(30)</sup>。

#### 〔条 文〕

#### 計算書類および報告書の送付義務（Duty to circulate copies of accounts and

(25) DTI, *ibid*, at para. 675.

(26) DTI, *ibid*, at para. 676.

(27) DTI, *ibid*, at para. 679.

(28) DTI, *ibid*, at para. 681.

(29) DTI, *ibid*, at paras. 682-683.

(30) BERR, Companies Act 2006—Table of Commencement Dates.

reports)

**第423条 年次計算書類および報告書の送付義務** (Duty to circulate copies of annual accounts and reports)

(1) すべての会社は、毎事業年度に係る当該会社の年次計算書類および報告書を、次の各号に定める者に対し送付しなければならない。

- (a) 当該会社のすべての社員、
- (b) 当該会社のすべての社債権者 (holder of debenture)、および、
- (c) 社員総会 (general meeting) の通知を受ける権利を有するすべての者

(2) 前項の年次計算書類および報告書は、会社が現住所 (current address) を有していない者に対してはこれを送付することを要しない。

(3) 会社は、次の各号に定める要件を充たす場合には、ある者の「現住所」を有するものとする。

(a) 住所が、当該者に対して文書を送ってもよい住所として、当該者によって当該会社に対し通知されていること、かつ、

(b) 当該会社において、前号の住所に宛てて当該者に対し送付された文書が当該者に到達しないと信じるだけの理由を有していないこと

(4) 株式資本を有しない会社の場合は、第1項の年次計算書類および報告書は、当該会社の社員総会の通知を受ける権利を有しない者にはこれを送付することを要しない。

(5) 第1項の年次計算書類および報告書が一定期間に亘って発せられる場合は、会社法において当該年次計算書類および報告書が発せられる日とは、当該一定期間の末日をいう。

(6) 本条は、第426条 (計算書類等の要旨を提供する選択権) に従って効力を有する。

**第424条 計算書類および報告書の送付期限** (Time allowed for sending out copies of accounts and reports)

(1) 会社の年次計算書類および報告書の送付期限は、次項以下に定めるところによる。

(2) 私会社は、遅くとも次の各号に定める時までには第423条を遵守しなければならない。

- (a) 計算書類および報告書の提出期間の末日、または、
- (b) 当該私会社がその計算書類および報告書を登記官に現実に提出する日が、前号の日よりも早いときは、当該提出する日

(3) 公開会社は、関連年次計算書類等提出総会 (relevant accounts meeting) の日の少なくとも21日前に、第423条を遵守しなければならない。

(4) 公開会社において、年次計算書類および報告書が前項の要求するところよりも遅れて送付される場合であっても、関連年次計算書類等提出総会に出席し議決権を行使する権利を有するすべての株主の同意を得たときは、当該年次計算書類等は、適式にこれを送付したものとみなすものとする。

(5) 第1項に定める送付期限が私会社に係るものであるか、公開会社に関するものであるかは、当該年次計算書類に係る会計年度を決する基準となる会計基準期間の末日の直前日における当該会社の立場 (status) によりこれを決する。

(6) 本条において、「関連年次計算書類等提出総会 (relevant accounts meeting)」とは、問題となる計算書類および報告書が提出される当該会社の計算書類提出総会を意味する。

**第425条 計算書類および報告書の送付懈怠：罰則 (Default in sending out copies of accounts and reports : offences)**

(1) 第423条または第424条の違反がある場合は、次の各号に掲げる者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
- (b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員

(2) 本条に基づき有罪とされる者は、次の各号に定める刑に処せられる。

- (a) 陪審による有罪判決の場合は、罰金
- (b) 陪審によらない有罪判決の場合は、法定最高限度額を超えない罰金

**計算書類等の要旨を提供する選択権 (Option to provide summary financial statement)**

**第426条 計算書類等の要旨を提供する選択権 (Option to provide summary financial statement)**

(1) 会社は、次の各号に定める要件を充たす場合は、第423条に従って送付することを要する計算書類および報告書に代えて、計算書類等の要旨を提供することができる。

- (a) 国務大臣 (the Secretary of State) の制定する規則が定める場合であって、且つ、
- (b) 所定の条件が充足されること

(2) 前項の定めにかかわらず、前項の計算書類および報告書は、第423条に従って当該計算書類および報告書の送付を受ける権利を有する者であって、当該計算書類および報告書を入手することを欲する者に対しては、これを送付しなければならない。

(3) 国務大臣は、計算書類等の要旨の提供を受ける前または後にある者が第1項の計算書類および報告書の送付を受ける権利を有することになるかどうか、当該者が当該計算書類および報告書の受け取りを望むかどうかを確認する方法に係る規定を、規則をもって定めることができる。

(4) 計算書類等の要旨は、第427条 (計算書類等の要旨の様式および内容：非上場会社) または第428条 (計算書類等の要旨の様式および内容：上場会社) の要件を遵守するものでなければならない。

(5) 本条は、第423条に従って会社の社員に対し送付することを要する計算書類および報告書にこれを適用するのと同様に、情報収集権 (information right) を享受するものとして指名された者に対し第146条により送付することを要する計算書類および報告書にもこれを適用する。

(6) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

**第427条 計算書類等の要旨の様式および内容：非上場会社（Form and contents of summary financial statement：unquoted companies）**

（1）上場会社でない会社による計算書類等の要旨は、次の各号に定めるものでなければならない。

- （a）当該会社の年次計算書類に基づくものであること、および、
- （b）本条および本条に基づいて制定される規則に従って作成されたものであること

（2）前項の計算書類等の要旨は、国務大臣が規則をもって定める様式および情報を備えるものでなければならない。当該規則は、計算書類等の要旨が取締役報告書（the directors' report）に基づく情報を含むものであることを要求することができる。

（3）本条または本条に基づいて制定される規則のいかなる規定も、会社が、計算書類等の要旨の中に、当該会社の年次計算書類および取締役報告書に基づく追加情報を記入することを妨げるものではない。

（4）計算書類等の要旨は、次の各号に定めるものでなければならない。

- （a）当該計算書類等の要旨が、当該会社の年次計算書類に基づく情報の要約にすぎないものであることを明示すること
- （b）当該計算書類等の要旨が、当該会社の取締役報告書に基づく追加情報を含むかどうか、そうであるときは、取締役報告書の全文を含むものでないことを明示すること
- （c）当該会社の年次計算書類および取締役報告書を受領する権利を有する者が、当該計算書類および報告書の全文（full copy）を入手することができる方法を明示すること
- （d）当該計算書類等の要旨が（i）当該会社の年次計算書類と整合性を有し、また、取締役報告書に基づく情報が当該計算書類等の要旨に含まれるときは、取締役報告書とも整合性を有するものであるかどうか、（ii）本条および本条に基づいて制定される規則の要件を遵守するかどうかに関する、当該会社の会計監査役の意見を含むものであること
- （e）年次計算書類に係る会計監査役報告書が無限定なもの（unqualified）か限定付きのもの（qualified）かの別を明示し、且つ、当該会計監査役報告書が限定付きのものであるときは、当該会計監査役報告書の全文とともに、その限定意見を理解するために必要とされる追加資料（further material）を表示するものであること
- （f）会計監査役報告書において、（取締役報告書が計算書類と整合性を有するか否かに係る）第496条に基づく会計監査役の意見（statement）が限定付きのものとしてされているか無限定なものとしてされているかを明示し、且つ、当該意見が限定付きのものであるときは、限定付意見（qualified statement）の全文とともに、その限定意見を理解するために必要とされる追加資料を表示するものであること
- （g）会計監査役報告書が、（i）第498条第2項 a 号または b 号（不適正な会計記

録または報告書、または、記録および報告書と一致しない計算書類)、または、  
 (ii) 第498条第3項(必要な情報および説明の入手不能)に基づく説明を含んだ  
 ものかどうかを明示し、且つ、当該説明を含むときは、当該説明の全文を表示す  
 るものであること

(5) 本条に基づく規則は、所定の資料を計算書類等の要旨の中に含めることに代えて、当該計算書類等の要旨と同時に別途送付することができる旨を定めることができる。

(6) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

**第428条 計算書類等の要旨の様式および内容：上場会社 (Form and contents of summary financial statement: quoted companies)**

(1) 上場会社の計算書類等の要旨は、次の各号に定めるものでなければならない。

(a) 当該会社の年次計算書類および取締役報酬報告書 (the directors' remuneration report) に基づくものであること、および、

(b) 本条および本条に基づき制定される規則に従って作成されたものであること

(2) 前項の計算書類等の要旨は、国務大臣が規則をもって定める様式および情報を備えるものでなければならない。当該規則は、計算書類等の要旨が取締役報告書 (the directors' report) に基づく情報を含むものであることを要求することができる。

(3) 本条または本条に基づいて制定される規則のいかなる規定も、会社が、計算書類等の要旨の中に、当該会社の年次計算書類、取締役報酬報告書または取締役報告書に基づく追加情報を記入することを妨げるものではない。

(4) 計算書類等の要旨は、次の各号に定めるものでなければならない。

(a) 当該計算書類等の要旨が、当該会社の年次計算書類および取締役報酬報告書に基づく情報の要約にすぎないものであることを明示すること

(b) 当該計算書類等の要旨が、当該会社の取締役報告書に基づく追加情報を含むかどうか、当該追加情報を含むときは、取締役報告書の全文を含むものでないことを明示すること

(c) 当該会社の年次計算書類、取締役報酬報告書または取締役報告書を受領する権利を有する者が、当該計算書類、取締役報酬報告書または取締役報告書の全文 (full copy) を入手することができる方法を明示すること

(d) 当該計算書類等の要旨が (i) 当該会社の年次計算書類および取締役報酬報告書と整合性を有し、また、取締役報告書に基づく情報が当該計算書類等の要旨に含まれるときは、取締役報告書とも整合性を有するものであるかどうか、(ii) 本条および本条に基づいて制定される規則の要件を遵守するかどうかに関する、当該会社の会計監査役の意見を含むものであること

(e) 年次計算書類および取締役報酬報告書の要監査事項に係る会計監査役報告書が無限定なもの (unqualified) か限定付きのもの (qualified) かの別を明示し、且つ、当該会計監査役報告書が限定付きのものであるときは、当該会計監査役報告書の全文とともに、その限定意見を理解するために必要とされる追加資料

(further material) を表示するものであること

(f) 会計監査役報告書が、(i) 第498条第2項(不適正な会計記録または報告書、または、記録および報告書と一致しない計算書類または取締役報酬報告書)、または、(ii) 第498条第3項(必要な情報および説明の入手不能)に基づく説明を含んだものかどうかを明示し、且つ、当該説明を含むときは、当該説明の全文を表示するものであること

(g) 会計監査役報告書において、(取締役報告書が計算書類と整合性を有するか否かに係る) 第496条に基づく会計監査役の意見(statement)が限定付きのものとされているか無限定なものとしてされているかを明示し、且つ、当該意見が限定付きのものであるときは、限定付意見(qualified statement)の全文とともに、その限定意見を理解するために必要とされる追加資料を表示するものであること

(5) 本条に基づく規則は、所定の資料は、これを計算書類等の要旨の中にも含めることに代えて、当該計算書類等の要旨と同時に別途送付することができる旨を定めることができる。

(6) 本条に基づく規則は、不採択決議手続に服する。

#### 第429条 計算書類等の要旨：罰則 (Summary financial statement: offences)

(1) 第426条、第427条もしくは第428条または第426条ないし第428条のいずれかに基づく規則の違反がある場合は、次の各号に定める者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員

(2) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

#### 上場会社：ウェブサイト上での公開に関する要件 (Quoted companies: requirement as to website publication)

#### 第430条 上場会社：年次計算書類および報告書のウェブサイト上での縦覧 (Quoted companies: annual accounts and reports to be made available on website)

(1) 上場会社は、当該会社の年次計算書類および報告書が次の各号に定めるものとなるよう確保しなければならない。

(a) 当該年次計算書類および報告書が、ウェブサイト上で閲覧に供されること、および、

(b) 当該年次計算書類および報告書が、当該会社の翌事業年度に係る年次計算書類および報告書が本条に従って閲覧に供されるまでの間、継続的にウェブサイト上で閲覧に供されていること

(2) 年次計算書類および報告書は、これを、次の各号に定める要件を充たすウェブサイト上で閲覧に供しなければならない。

(a) 当該ウェブサイトが、当該会社によって維持されるものであるか、または、当該会社のために維持されるものであること、および、

(b) 当該ウェブサイトが、当該会社を特定するものであること

(3) ウェブサイト上での年次計算書類および報告書の閲覧 (access), および, 当該ウェブサイト上からの年次計算書類および報告書のハードコピーの入手可能性は, 次の各号に定めるものであってはならない。

(a) 一定手数料の支払いを条件とするもの, または,

(b) 前号以外の方法で制限されるものであること。ただし, (連合王国内またはその他の法域における) 一切の法規 (enactment) または規則上の要件を遵守する必要があるときは, その限りでない。

(4) 年次計算書類および報告書は, 次の各号に定めるものでなければならない。

(a) 合理的に見て実施可能となれば可及的速やかに閲覧に供されるものであること, 且つ,

(b) 第1項第(b)号に定める期間を通して継続的に閲覧に供されているものであること

(5) 年次計算書類および報告書を第1項(b)号に定める期間を通して閲覧に供することを懈怠した場合であっても, 次の各号に定める要件を満たすときは, 懈怠したものとみなされない。

(a) 年次計算書類および報告書が, 当該期間の一部につき閲覧に供されていること, かつ,

(b) 当該懈怠がもたらば, 当該会社においてこれを防止または回避することを期待することが合理的でないと考えられる事情に起因すること

(6) 本条の遵守につき違反がある場合は, 当該会社の任務懈怠のある一切の役員が有罪となる。

(7) 第6項に基づき有罪とされる者は, 陪審によらない有罪判決により, 標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

**計算書類および報告書の写しを請求する社員または社債権者の権利 (Right of member or debenture holder to demand copies of accounts and reports)**

**第431条 計算書類および報告書の写しを請求する社員または社債権者の権利：非上場会社 (Right of member or debenture holder to demand copies of accounts and reports: unquoted companies)**

(1) 非上場会社の社員または社債権者 (debenture holder) は, 請求をすれば無償で, 次の各号に定めるものの写しの提供を受けることができる。

(a) 当該会社の最終の年次計算書類,

(b) 最終の取締役報告書, および,

(c) 第1号の計算書類に係る会計監査役報告書 (前号の報告書に係る説明を含む)

(2) 本条に基づく権利は, 前項各号の書類の各一部を請求するものとする。当該権利は, ある者が第423条に基づいて提供を受けることができる一切の写しを対象とする。

(3) 本条に基づく請求が, 当該会社における当該請求の受領後7日以内に遵守されないときは, 次の各号に定める者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
  - (b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員
- (4) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル 3 の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

**第432条 計算書類および報告書の写しを請求する社員または社債権者の権利：上場会社 (Right of member or debenture holder to demand copies of accounts and reports: quoted companies)**

(1) 非上場会社の社員または社債権者 (debenture holder) は、請求をすれば無償で、次の各号に定めるものの写しの提供を受けることができる。

- (a) 当該会社の最終の年次計算書類、
  - (b) 最終の取締役報酬報告書、
  - (c) 最終の取締役報告書、および、
  - (d) 第1号の計算書類に係る会計監査役報告書 (前号の報告書に係る説明を含む)
- (2) 本条に基づく権利は、前項各号の書類の各一部を請求するものとする。当該権利は、ある者が第423条に基づいて提供を受けることができる一切の写しを対象とする。

(3) 本条に基づく請求が、当該会社における当該請求の受領後7日以内に遵守されないときは、次の各号に定める者が有罪となる。

- (a) 当該会社、および、
  - (b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員
- (4) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル 3 を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル 3 の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

**計算書類および報告書の公開に関する要件 (Requirement in connection with publication of accounts and reports)**

**第433条 公開される計算書類および報告書に付される署名の名称 (Name of signatory to be stated in published accounts and reports)**

(1) 本条が適用され、会社によってまたは会社のために公開されるあらゆる文書には、取締役会を代表して当該文書に署名した者の名称を表示しなければならない。

(2) 非上場会社の場合は、本条は次の各号に掲げるものの写しにこれを適用する。

- (a) 当該会社の貸借対照表、および、
  - (b) 取締役報告書
- (3) 上場会社の場合は、本条は次の各号に掲げるものの写しにこれを適用する。
- (a) 当該会社の貸借対照表、
  - (b) 取締役報酬報告書、および、

## (c) 取締役報告書

(4) 前2項に掲げる文書の写しが、必要とされる署名者の名称を付されることなく公開されたときは、次の各号に定める者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員

(5) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

**第434条 法定計算書類の公開に関する要件 (Requirement in connection with publication of statutory accounts)**

(1) 会社がその法定計算書類 (statutory accounts) を公開する場合は、当該計算書類は、当該計算書類に係る会計監査役報告書が添付されるものでなければならない (ただし、当該会社が会計監査を免除されており、且つ、取締役 (the directors) がその免除を利用しているときは、その限りでない)。

(2) ある事業年度に係る法定グループ計算書類 (statutory group accounts) を作成する会社は、当該会社の法定個別計算書類 (statutory individual accounts) とともに法定グループ計算書類をも公開するのでない限り、法定個別計算書類を公開してはならない。

(3) 会社の「法定計算書類 (statutory accounts)」は、第441条に基づき登記官に提出することを要する、ある会計年度に係る当該会社の計算書類である。

(4) 会社が本条のいずれかの規定に違反する場合は、次の各号に掲げる者が有罪となる。

(a) 当該会社、および、

(b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員

(5) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。

(6) 本条は、会社が計算書類等の要旨 (第426条参照) を提供することに関してはこれを適用しない。

**第435条 任意公開計算書類の公開に関する要件 (Requirement in connection with publication of non-statutory accounts)**

(1) 会社が任意公開計算書類を公開するときは、次の各号に定めるものを示す説明書を当該計算書類とともに公開しなければならない。

(a) 当該計算書類が当該会社の法定計算書類でないこと、

(b) 当該任意公開計算書類において扱おうとする事業年度を扱う法定計算書類が、登記官に提出されているかどうか、および、

(c) 前号の事業年度に係る当該会社の法定計算書類につき会計監査役報告書が作成されているかどうか、作成されているときは、当該会計監査役報告書が、(i) 限定付きか無限定のものか、会計監査役が当該会計監査役報告書に限定を付すことなく、強調することで注意をひいた事項への言及を含んだものであるかどうか、(ii) 第498条第2項 (不適正な会計記録または報告書、または、記録および

- 報告と一致しない計算書類または取締役報酬報告書), または, 第498条第3項(必要な情報および説明の入手不能)に基づく説明を含んだものかどうか
- (2) 前項の会社は, 任意公開計算書類とともに, 当該会社の法定計算書類に係る会計監査役報告書を公開してはならない。
- (3) 本条において会社による「任意公開計算書類」の公開とは, 次の各号に定めるものを, 当該会社の法定計算書類の一部ではないものとして公開することをいう。
- (a) 当該会社の事業年度に関連し, または当該事業年度を扱うことを目的とする貸借対照表もしくは損益計算書, または,
- (b) 様式の如何を問わず, 当該会社の事業年度に関連し, または, 当該事業年度を扱うことを目的とする, 当該会社によって率いられる企業グループに係る貸借対照表もしくは損益計算書とすることを目的とする計算書類
- (4) 第3項(b)号において, 「当該会社によって率いられる企業グループ」とは, 当該会社と, 当該会社の親企業以外の一切の企業(当該企業が当該会社の子企業であるかどうかはこれを問わない。)とから構成される企業グループを意味する。
- (5) 会社が本条のいずれかの規定に違反する場合は, 次の各号に掲げる者が有罪となる。
- (a) 当該会社, および,
- (b) 当該会社の任務懈怠のある一切の役員
- (6) 本条に基づき有罪とされる者は, 陪審によらない有罪判決により, 標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。
- (7) 本条は, 会社が計算書類等の要旨(第426条参照)を提供することに関してはこれを適用しない。

**第436条 計算書類および報告書に係る「公開」の意味 (Meaning of “publication” in relation to accounts and reports)**

- (1) 本条は, 第433条(公開される計算書類および報告書に付される署名の名称), 第434条(法定計算書類の公開に関する要件), および, 第435条(任意公開計算書類の公開に関する要件)の目的に関し, 効力を有する。
- (2) 前項に掲げる規定の目的に関して, 会社は, 公衆一般または公衆の一部にある文書を読んでもらうことを勧誘することを意図した方法で, 当該文書を公開し, 発行し, もしくは送付し, または, その他の方法で大衆の閲覧に供する場合に, 当該文書を公開するものとみなす。

[中村信男]

第 8 章 公開会社：計算書類および報告書の株主総会への提出  
(PUBLIC COMPANIES: LAYING OF ACCOUNTS AND  
REPORTS BEFORE GENERAL MEETING)

〔解説〕

公開会社のみを対象とする第 8 章は、第 437 条および第 438 条のみからなり、基本的には 1985 年会社法第 241 条を踏襲するものであるが、株主総会への計算書類および報告書の提出義務を公開会社に限定する。私会社は、計算書類・報告書の提出が予定される定時株主総会の開催義務を免除されているため、計算書類および報告書を社員総会に提出する義務を負わない<sup>(31)</sup>。

なお、本章の規定は、2008 年 4 月 6 日から施行されている<sup>(32)</sup>。

〔条文〕

**第 437 条 公開会社：計算書類および報告書の株主総会への提出** (Public companies: laying of accounts and reports before general meeting)

(1) 公開会社の取締役 (the directors) は、当該会社の株主総会に、その年次計算書類および報告書を提出しなければならない。

(2) 本条は、遅くとも当該計算書類および報告書の登記官への提出期間の末日までにこれを遵守しなければならない。

(3) 会社法において、公開会社に関して、「計算書類提出総会 (accounts meeting)」とは、当該会社の年次計算書類および報告書が本条に従って提出される (提出されることになる) 当該会社の株主総会を意味する。

**第 438 条 公開会社：計算書類および報告書の提出懈怠に係る罰則** (Public companies: offence of failure to lay accounts and reports)

(1) 第 437 条 (公開会社：計算書類および報告書の株主総会への提出) の要件が、所定の期間の末日までに遵守されないときは、当該機関の末日の直前において当該会社の取締役であった一切の者が有罪となる。

(2) 前項の犯罪で告発された者が、当該者が、第 437 条の要件が所定の期間の末日までに遵守されることを確保するためのあらゆる合理的な措置を講じたことを証明することは、抗弁となる。

(3) 問題となった文書が、本編の要求するところに従って現実に作成されなかったことを証明することは、抗弁とならない。

(4) 本条に基づき有罪とされる者は、陪審によらない有罪判決により、標準スケー

(31) DTI, *supra* note 2, at para. 685.

(32) BERR, *supra* note 8.

ルのレベル 3 を超えない罰金に処せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル 3 の 10 分の 1 を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

(中村信男)

第 9 章 上場会社：株主による取締役報酬報告書の承認  
(Quoted Companies: Members' approval of directors'  
remuneration report)

〔解 説〕

本章は取締役報酬報告書（第 7 章参照）にかかる株主の承認手続について定めるものである。本章に定める株主総会の決議は勧告的（advisory）のものであって、個別的な報酬内容や会社の報酬方針の変更を迫られるなど、その結果に会社が法的に拘束されることはない（承認手続そのものの懈怠は犯罪となる）。しかしながら、仮に承認が得られないような場合、取締役としては株主の意向を汲んで会社の報酬方針を見直すなど適切な対処が求められることになろう<sup>(33)</sup>。

本章の規定は 2008 年 4 月 6 日より施行されている。

〔条 文〕

第 439 条 上場会社：株主による取締役報酬報告書の承認 (Quoted companies: members' approval of directors' remuneration report)

- (1) 計算書類提出総会 (accounts meeting) 前に、上場会社は、総会の招集通知を受ける資格を有する株主に対して、当該事業年度における取締役報酬報告書の承認を普通決議として提案する意思のあることを通知しなければならない。
- (2) 当該通知は、総会の招集通知として提供が許可されているいずれの方法によってもこれをなすことができる。
- (3) 計算書類提出総会 (accounts meeting) の議事には、本条第 1 項および第 2 項が遵守されているか否かにかかわらず、当該決議が含まれる。
- (4) 現取締役 (existing directors) は、当該決議が総会の投票にかけられるようにしなければならない。
- (5) 本条に定める条項にのみ基づく決議によっては、報酬に関する何らの資格も条件づけられることはない。
- (6) 本条にいう、「計算書類提出総会 (accounts meeting)」とは、会社の事業年度

---

(33) DTI, *supra* note 2, para. 686.

にかかる年次計算書類が提出される総会を意味し、「現取締役 (existing directors)」とは、当該総会時において取締役である者を意味する。

**第440条 承認手続にかかる違反** (Quoted companies: offences in connection with procedure for approval)

- (1) 第439条第1項 (取締役報酬報告書の承認議案にかかる通知) に違反したとき、任務懈怠のある会社の一切の役員が有罪となる。
- (2) 承認議案が計算書類提出総会 (accounts meeting) の投票にかけられなかった場合、現取締役 (existing directors) の各人が有罪となる。
- (3) 本条第2項の罪を犯した者は、承認議案が総会決議にかけられるようあらゆる合理的措置を講じたことを証明すれば、その罪を免れる。
- (4) 本条違反により有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル3を超えない罰金に処せられる。
- (5) 本条にいう、「計算書類提出総会 (accounts meeting)」とは、会社の事業年度にかかる年次計算書類が提出される総会を意味し、「現取締役 (existing directors)」とは、当該総会時において取締役である者を意味する。

## 第10章 計算書類および報告書の提出 (Filing of Accounts and Reports)

### 〔解説〕

本章は、会社作成による計算書類および報告書の提出手続について定めるものである。

本章は、まず一般的要件を定め、たうえで (第441条)、小会社制度に服する会社 (第444条)、中会社 (第445条)、非上場会社 (第446条)、上場会社 (第447条) というように、各会社類型に応じて特則を設け、無限責任会社 (第448条) については適用を免除している<sup>(34)</sup>。

本章の規定は2008年4月6日より施行されている。

### 〔条文〕

#### 計算書類および報告書の提出義務 (Duty to file accounts and reports)

**第441条 計算書類および報告書の登記官への提出義務** (Duty to file accounts and reports with the registrar)

(1) 会社取締役は、各事業年度において、以下の各条に基づき、計算書類および報告書を登記官に提出しなければならない。

---

(34) 1985年会社法第242条、第246条、第246A条および第254条に定める各規定を整理・再編したものである。DTI, supra note 2, para. 690.

第444条（小会社制度（small companies regime）に服する会社の提出義務）

第445条（中会社の提出義務）

第446条（非上場会社の提出義務）

第447条（上場会社の提出義務）

（2）本条の提出義務は、第448条（無限責任会社（unlimited companies）にかかる提出義務の免除）に服する。

**第442条 計算書類の提出期間（Period allowed for filing accounts）<sup>(35)</sup>**

（1）本条は、会社の取締役が、第441条の義務を履行して事業年度にかかる計算書類および報告書を登記官に提出する期間を定める。

（2）本条に定める期間は、次の各号の定めるところによる。

（a）私会社 関係会計基準期間（relevant accounting reference period）の末日から9ヶ月

（b）公開会社 関係会計基準期間（relevant accounting reference period）の末日から6ヶ月

（3）関係会計基準期間（relevant accounting reference period）が会社成立後最初のものである場合、または12ヶ月を超える場合、本条に定める期間は、次の各号に定める期間のうち最後に満了するものとする。

（a）会社成立後1年となる日から会社の別により9ヶ月または6ヶ月、あるいは

（b）関係会計基準期間（relevant accounting reference period）の末日から3ヶ月

（4）第392条（会計基準日の変更）に基づく会社からの通知により関係会計基準期間（relevant accounting reference period）が短縮された場合、本条に定める期間は、次の各号に定める期間のうち最後に満了するものとする。

（a）本条第2項および第3項によるか、あるいは

（b）本条に基づく通知日より3ヶ月

（5）国務大臣は、特段の理由から相当と認められるときは、別に許容される期間の満了前における適用につき、会社に対して書面による通知をなすことにより、当該通知に定める期間まで提出期間を延長することができる。

（6）本条に定める期間にかかる私会社か公開会社かの判断は、関係会計基準期間

---

(35) 本条は、1985年会社法第244条の規定をほぼ受け継いだものである。2006年会社法における変更点は、計算書類の提出期間につき、私会社が従来10ヶ月から9ヶ月に、公開会社が7ヶ月から6ヶ月に短縮されていることである。かかる期間の短縮の必要性については、情報処理技術の発展の恩恵を受けられることや、開示情報の有効期間そのものが短くなっていること（いわゆる情報の「鮮度」の問題）から、従前から主張されていたところである。The Company Law Review Steering Group, Modern Company Law for a Competitive Economy, Final Report Volume I (URN01/942), para. 4. 39 (June 2001). D.TI, supra note 2, para. 688, Palmer's Company Law, para. 9. 199. 24.

(relevant accounting reference period) における当該会社の地位 (status) による。  
 (7) 本条にいう「関係会計基準期間 (relevant accounting reference period)」とは、当該計算書類の帰属する事業年度を決定するために参照する会計基準期間を意味する。

#### 第443条 期間の算定 (Calculation of period allowed)

- (1) 本条は、特定の期日または期末から何ヶ月後かによって示される会社による計算書類および報告書の提出期限を算定するために適用される。
- (2) 次項以下の条項に基づき、当該期間は所定の期日または期末日に対応する月 (appropriate month) の一定日に終了する。
- (3) 所定の期日または期末日が月の最終日であるとき、当該期間は (応当日 (corresponding date) であるか否かにかかわらず) 所定の月 (appropriate month) の最終日をもって満了する。
- (4) 次の各号に掲げる条件を満たす場合、当該期間は2月末日をもって満了する。
- (a) 所定の期日または期末日が、月の最終日ではなく、29日または30日であり、かつ
  - (b) 所定の月 (appropriate month) が2月であるとき
- (5) 「所定の月 (appropriate month)」とは、所定の期日または期末日を含む月の後の所定の数ヶ月に相当する月を意味する。

#### 各種会社における提出義務 (Filing Obligations of Different Descriptions of Company)

##### 第444条 小会社制度に服する会社の提出義務 (Filing obligations of companies subject to small companies regime)

- (1) 小会社制度に服する会社の取締役は、次の各号に従う。
- (a) 登記官に対し、各事業年度において、当該事業年度末に作成した貸借対照表の写しを送付しなければならず、また
  - (b) 登記官に対し、次に掲げる書類の写しを送付することができる。
    - (i) 当該事業年度にかかる損益計算書
    - (ii) 当該事業年度にかかる取締役報告書
- (2) 取締役は、計算書類 (および取締役報告書) にかかる会計監査役報告書もまたこれを登記官に提出しなければならない。会社が監査について適用除外対象であり同社の取締役がこれを援用する場合には、本項は適用されない。
- (3) 登記官に提出されるべき計算書類および報告書の写しは、当該会社の年次計算書類および年次報告書でなければならない。ただし、会社が本法に基づく計算書類 (Companies Act accounts) を作成した場合は、次の各号による。
- (a) 取締役は、国務大臣が定める規則に従って作成された貸借対照表の写しを登記官に提出することができ、かつ
  - (b) 登記官に提出すべき損益計算書の写しから、規則が定める項目を省略することができる。

本編におけるこれら計算書類を、「要約計算書類 (abbreviated accounts)」という。

(4) 要約計算書類が登記官に提出される場合、計算書類にかかる会計監査人報告書の提出義務は、第449条が義務付ける会計監査役特別報告書 (special auditor's report) の提出義務とする。

(5) 小会社制度に服する会社の取締役が、国際会計基準に基づく計算書類または要約計算書類ではない本法に基づく計算書類を登記官に提出し、かつ本条の規定に基づき、次の各号に該当するとき、登記官に提出される貸借対照表の写しには、小会社制度に服する会社に適用される規定に基づき年次計算書類および報告書が提出されていることが、目立つ箇所に示されなければならない。

(a) 会社の損益計算書を登記官に提出せず、または

(b) 取締役報告書を登記官に提出しないとき

(6) 本条に基づき登記官に提出される貸借対照表および取締役報告書の写しには、取締役会を代表してそれらに署名した者の氏名を記載しなければならない。

(7) 本条に基づき登記官に提出される会計監査役報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 会計監査役の名氏および (会計監査役が法人であるとき) 上級法定会計監査役として署名した者の氏名、または

(b) 第506条 (氏名の記載を省略できる場合) の要件を満たすときは、同条に基づき決議がなされ国務大臣に通知がなされた旨

#### 第445条 中規模会社の提出義務 (Filing obligations of medium-sized companies)

(1) 事業年度 (第465条乃至第467条参照) につき中規模会社の指定を受けた会社の取締役は、登記官に、以下の各号に掲げる書類の写しを提出しなければならない。

(a) 当該会社の年次計算書類、および

(b) 取締役報告書

(2) 取締役は、計算書類 (および取締役報告書) にかかる会計監査役報告書の写しもまた登記官に提出しなければならない。

(3) 会社が本法に基づく計算書類を作成したとき、取締役は、次の各号に掲げる内容の、当該事業年度にかかる会社の年次計算書類の写しを登記官に提出することが出来る。

(a) 国務大臣の定めた規則に基づき科目が統合された損益計算書を含み、かつ

(b) 当該規則が記載の省略を認めた科目を含まないもの

本編におけるこれら計算書類を、「要約計算書類 (abbreviated accounts)」という。

(4) 要約計算書類が登記官に提出される場合、計算書類にかかる会計監査役報告書の送付義務は、第449条が義務付ける会計監査役特別報告書 (special auditor's report) の提出義務とする。

(5) 本条に基づき登記官に提出される貸借対照表および取締役報告書の写しには、取締役会を代表してそれらに署名した者の氏名を記載しなければならない。

(6) 本条に基づき登記官に提出される会計監査役報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 会計監査役の氏名および(会計監査役が法人であるとき)上級法定会計監査役として署名した者の氏名、または

(b) 第506条(氏名の記載を省略できる場合)の要件を満たすときは、同条に基づき決議がなされ国務大臣に通知がなされた旨

(7) 本条は第444条(小会社制度に服する会社の提出義務)に服する会社には適用されない。

#### **第446条 非上場会社の提出義務 (Filing Obligations of Unquoted Companies)**

(1) 非上場会社の取締役は、登記官に、以下の各号に掲げる書類の写しを提出しなければならない。

(a) 当該会社の年次計算書類、および

(b) 取締役報告書

(2) 取締役は、計算書類(および取締役報告書)にかかる会計監査役報告書の写しもまた登記官に提出しなければならない。

会社が監査について適用除外対象であり同社の取締役がこれを援用する場合には、本項は適用されない。

(3) 本条に基づき登記官に提出される貸借対照表および取締役報告書の写しには、取締役会を代表してそれらに署名した者の氏名を記載しなければならない。

(4) 本条に基づき登記官に提出される会計監査役報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 会計監査役の氏名および(会計監査役が法人であるとき)上級法定会計監査役として署名した者の氏名、または

(b) 第506条(氏名の記載を省略できる場合)の要件を満たすときは、同条に基づき決議がなされ国務大臣に通知がなされた旨

(5) 本条は以下の各号に掲げる規定に服する会社には適用されない。

(a) 第444条(小会社制度に服する会社の提出義務)

(b) 第445条(中規模会社の提出義務)

#### **第447条 上場会社の提出義務 (Filing Obligations of Quoted Companies)**

(1) 非上場会社の取締役は、登記官に、以下の各号に掲げる書類の写しを提出しなければならない。

(a) 当該会社の年次計算書類、

(b) 取締役報酬報告書、および

(c) 取締役報告書

(2) 取締役は、計算書類(ならびに取締役報酬報告書および取締役報告書)にかかる会計監査人報告書の写しもまた登記官に提出しなければならない。

(3) 本条に基づき登記官に提出される貸借対照表、取締役報酬報告書および取締役報告書の写しには、取締役会を代表してそれらに署名した者の氏名を記載しなければならない。

(4) 本条に基づき登記官に提出される会計監査役報告書には、次の各号に掲げる事項を記載しなければならない。

(a) 会計監査役の氏名および(会計監査役が法人であるとき)上級法定会計監査役として署名した者の氏名、または

(b) 第506条(氏名の記載を省略できる場合)の要件を満たすときは、同条に基づき決議がなされ国務大臣に通知がなされた旨

**第448条 計算書類提出義務を免除される無限責任会社 (Unlimited Companies Exempt from Obligation to File Accounts)**

(1) 無限責任会社の取締役は、次項以下に定める条件を満たす場合、事業年度にかかる計算書類および報告書を登記官に提出しなくてもよい。

(2) 前項にいう条件とは、当該会計基準期間において、次の各号のいずれにも該当しないことである。

(a) 当該会社が、その知る限りにおいて、有限責任企業の子会社であること、

(b) その知る限りにおいて、2以上の有限責任企業によりまたはそれらに代わって行使可能であり、そのうちの1者が行使したとき、当該会社を子会社にすることのできる権利が存すること、または、

(c) 有限責任企業の親会社であること

有限責任企業とは、その構成員の責任が限定されている企業(設立準拠法の如何を問わず)をいう。

(3) 本条による適用免除は、次の各号に掲げる場合には認められない。

(a) 当該会社が、銀行または保険会社あるいは銀行または保険グループの親会社であるとき、または

(b) 当該会社が、1993年パートナーシップ・無限責任会社(計算書類)規則(S.I. 1993/1820)の定める適格会社(qualifying company)であるとき

(4) 会社が、本条に基づき計算書類提出義務を免れる場合は、次の各号に定めるところによる。

(a) 第434条第3項(法定計算書類の公表にかかる要件:「法定計算書類」の意義)中「441条に基づき登記官に提出することを要する」を、「本編の規定に従い作成され取締役会の承認を受けた」とし、また

(b) 第435条第1項(b)(非法定計算書類の公表にかかる要件:法定計算書類が送付されるかどうかの表明)中「法定計算書類が提出されているかどうか」を「会社が法定計算書類の送付要件を免除されていること」とする。

(5) 本条にいう「当該会計基準期間」は、事業年度の決定基準となる会計基準期間を意味する。

**要約計算書類の提出にかかる要件 (Requirements where abbreviated accounts delivered)**

**第449条 要約計算書類の送付にかかる会計監査役特別報告書 (Special auditor's report where abbreviated accounts delivered)**

- (1) 本条は次の各号に掲げる場合に適用される。
- (a) 会社の取締役が要約計算書類を登記官に提出し、かつ
  - (b) 当該会社が監査について適用除外となっていない（または取締役が適用除外を援用しない）場合
- (2) 取締役は、次の各号に掲げる事項についての意見を付した、会計監査役特別報告書の写しもまた登記官に提出しなければならない。
- (a) 当該会社が関係する条項にしたがい要約計算書類を提出する権限を有すること、および
  - (b) 提出される要約計算書類が同条項にしたがい適正に作成されていること
- (3) 会社の年次計算書類にかかる会計監査役報告書を提出することを要しないが、次の各号に掲げる条件に服する。
- (a) 会計監査役報告書が認証されたときは、特別報告書は、認証について理解するために必要な追加資料とともに、完全な会計監査役報告書を添付しなければならない。
  - (b) 会計監査役報告書が次の各条項に基づく声明を含む場合、特別報告書はそれらの完全な書面を添付しなければならない。
    - (i) 第498条第2項(a)および(b)(計算書類、記録または報告 (returns) の不備、計算書類と記録または報告との不一致)
    - (ii) 第498条3項(必要な情報および説明を得ないこと)
- (4) 第503条乃至第506条(会計監査役報告書の署名)および第507条乃至第509条(会計監査役報告書にかかる違反)は、第16編に基づき作成される会社の年次計算書類にかかる会計監査役報告書と同様に、本条における特別報告書にも適用される。
- (5) 要約計算書類が登記官に提出された場合、第434条または第435条(計算書類の公表にかかる要件)にいう会社の年次計算書類にかかる会計監査役報告書は、これを本条により要求される会計監査役特別報告書と読み替えるものとする。

#### 第450条 要約計算書類の承認および署名 (Approval and Signing of Abbreviated Accounts)

- (1) 要約計算書類は、取締役会の承認を受け、取締役会に代わって取締役がこれに署名しなければならない。
- (2) 署名は貸借対照表になされなければならない。
- (3) 貸借対照表には、小会社制度または中規模会社に関する本法の特則に基づき貸借対照表が作成された旨を、署名の上の日立つ箇所に記載しなければならない。
- (4) 承認を受けた要約計算書類が関連条項に基づく規則が定める要件を遵守していないとき、次の各号に掲げる一切の取締役が有罪となる。
- (a) 遵守していない事につき悪意であるか、または遵守しているかどうかについて重過失 (reckless) によりこれを知らず、かつ
  - (b) 承認を阻止するためのあらゆる合理的な手段をとらなかった者
- (5) 前項に基づいて有罪となる者は、次の各号に掲げる刑に処せられる。
- (a) 陪審による有罪判決 (conviction on indictment) の場合は、罰金

- (b) 陪審によらない有罪判決 (summary conviction) の場合は、法定最高限度額を超えない罰金を課せられる。

#### 計算書類および報告書の提出にかかる懈怠 (Failure to File Accounts and Reports)

##### 第451条 計算書類および報告書の未提出：犯罪 (Default in Filing Accounts and Reports: Offences)

(1) 会計年度における会社の計算書類および報告書に関して、それら書面の提出期間末日までに第441条 (計算書類および報告書提出義務) の要件が遵守されない場合、当該期間末日において会社の取締役であったすべての者が有罪となる。

(2) 前項の罪に問われた取締役は、期末までに当該要件が確実に遵守されるようあらゆる合理的手段をとったことを証明すれば、罪を免れる。

(3) 当該文書が本編の要件の通りに事実上作成されていないことを証明しても、罪を免れることはできない。

(4) 本条に基づき有罪となる者は、陪審によらない有罪判決 (summary conviction) に基づき、標準スケールのレベル5を超えない罰金に書せられ、また、違反が継続する場合は、標準スケールのレベル5の10分の1を超えない額に本条違反の日数を乗じた額の罰金を加算される。

##### 第452条 計算書類および報告書の未提出：裁判所命令 (Default in Filing Accounts and Reports: Court Order)

(1) 次の各号に該当する場合、裁判所は、会社の社員もしくは債権者または登記官に申請に基づき、取締役に対して所定の期限までに未提出状態を解消するよう命令を下すことができる。

(a) 事業年度における会社の計算書類および報告書に関して、それら書面の提出期限までに第441条 (計算書類および報告書提出義務) の要件が遵守されない場合で、かつ

(b) 遵守を要求する通知到達より14日以内に、会社取締役が未提出状態を解消しなかった場合

(2) 裁判所命令には、当該申請にかかる全費用 (スコットランドにおいては出費) を取締役が負担する旨定めることができる。

##### 第453条 計算書類および報告書の提出にかかる懈怠に対する民事制裁金 (Civil Penalty for Failure to File Accounts and Reports)

(1) 事業年度における会社の計算書類および報告書に関して、それら書面の提出期間末日までに第441条 (計算書類および報告書提出義務) の要件が遵守されない場合、会社は民事制裁金を支払う義務を負う。

これは、451条に基づく取締役の責任と併科する。

(2) 制裁金の額は、国務大臣が定める規則にしたがい、次の各号に掲げる事実に応じて決定されるものとする。

(a) 当該計算書類および報告書の提出期限より要件が遵守された日までの長短

(b) 当該会社が私会社か公開会社か

(3) 制裁金は登記官がこれを回収し、整理公債基金 (the Consolidated Fund) に充当する。

(4) 本条の手續において、当該文書が事実上本編の要件の通りに作成されていないことを証明しても、罪を免れることはできない。

(5) 本条に基づく規則で、制裁金の額を引き上げるものは、必ず採択決議手續 (affirmative resolution procedure) に服するものとする。そうでない場合には、不採択決議手續 (negative resolution procedure) に服するものとする。

[菊田秀雄]

[付記] 本稿は、平成19年度～平成21年度科学研究費補助金 (基盤研究 (C)) による研究「イギリス新会社法の基礎的・全体的研究およびわが国会社法との比較研究」(課題番号19530081) の研究成果の一部である。